

しずぎんフリーローン規定

第1条（元金返済額等の自動支払）

- 借主は、元金金の返済のため、各返済日（返済日が銀行の休業日の場合には、その日の翌営業日。以下同じ。）までに毎回の元金返済額（半年ごと増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えたもの。以下同じ。）相当額を返済用預金口座に預けておくものとする。
- 銀行は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または引切手によらず返済用預金口座から払い戻しうのうえ、毎回の元金金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いをせず、返済を遅延することになります。
- 毎回の元金返済額相当額に預け入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元金返済額と損害金合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。

第2条（繰り上げ返済）

- 借主が、この契約による債務を期限内に繰り上げ返済できる日は借入要項に定める毎月の返済日とし、この場合には繰り上げ返済日の翌営業日前までに銀行へ通知するものとします。
- 繰り上げ返済により半年ごと増額返済部分の未払利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。
- 借主が繰り上げ返済をする場合には、銀行店頭に表示された所定の手数料を支払うものとします。
- 一部繰り上げ返済をする場合には、前三項によるほか、下表のとおり取り扱うものとします。

	毎月返済のみ	半年ごと増額返済併用	
繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済日に続く月単位の返済元金の合計額	下記の①と②の合計額 ①繰り上げ返済日に続く6ヶ月単位に取まとめた毎月の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元金	以上
返済日の繰り上げ	返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰り上げ返済後に適用する利率は、変わらないものとします。		

第3条（利率の変更等）

利率は、変更しないものとすることに同意します。

第4条（期限前の全額返済義務）

- 借主に対して次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 借主が返済を遅延し、翌々月の約定返済日にもたない返済しなかったとき。
 - 保証会社が銀行に対して保証している借主の債務について、一つでも期限の利益を喪失したとき。
 - 支払いの停止、破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき。
 - 手形交換所または株式会社全銀電子情報ネットワークの取引停止処分を受けたとき。
 - 預金その他の銀行に対する債権について、仮押押、保全差押または差押の命令、通知が送られたとき。
 - 借主が返済不能の状況に陥り、債務整理をする旨の通知が送られたとき。
 - 住所変更の届出を怠るなど、借主の責めに帰すべき事由によって、銀行において借主の所在が不明になったとき。
- 次の各場合には、借主は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額についての期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 保証会社とこの契約の条項または銀行との約定に違反し、もしくは銀行に対する債務を履行しなかったとき。
 - 借主が第9条（代わり証等の差し入れ）の規定に違反したとき。
 - 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じ、銀行の債権保全のため必要と客観的に認められるとき。

第5条（反社会的勢力の排除）

- 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづき表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対して自らの債務の期限の利益を失い、直ちに返済を弁済します。
- 前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、銀行にならんの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

第6条（銀行からの相殺）

- 銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したとき、または第4条第5条によって返済しなければならないこの契約の全債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかににかかわらず相殺することができる。この場合、書面により通知するものとする。
- 前項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによりする。ただし、満期日未到来の預金等の利息は、満期日前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

第7条（借主からの相殺）

- 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が到来であっても、相殺することができる。
- 前項によって相殺する場合には、相殺計算実行日は借入要項に定める毎月の返済日とし、相殺で発生する金額により保証会社が支払った後の各返済日の繰り上げ等にについては第2条に準じるとものとします。この場合、相殺計算を実行する日の3営業日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の経過、通帳は直ちに銀行に提出するものとする。
- 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによりする。

第8条（債務の返済等における順序）

- 銀行から相殺をする場合には、この契約による債務のほか銀行取引上他の債務があるときは、銀行は債権保全上の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができます。借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほか銀行取引上他の債務があるときは、借主またはどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができます。借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上発生するおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してその債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
- 第2項のおおきまたは第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第9条（代わり証等の差し入れ）

事変、災害等銀行の責めに帰することのできない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって代わり証書等を差し入れるものとします。

第10条（印鑑照合）

銀行が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印の印影または返済済みの届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないことを認め取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第11条（届出事項）

- 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主は直ちに銀行に書面で届出するものとします。
- 借主が前項の届出を怠ったため、銀行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延滞または到着しなかったときでも通常到達すべきときとみなす。

べきときとみなすものとします。

第12条（成年後見人等の届出）

- 成年後見人の審判により、借主について任意後見・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要事項を銀行に書面へ届け出るものとします。借主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も同様とします。
- 家庭裁判所の審判により、借主について任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他必要事項を銀行に書面へ届け出るものとします。
- すずで借主について補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前二項と同様に届け出るものとします。
- 前三項の届出事項に消滅または変更等が生じた場合にも同様に届け出るものとします。
- 前四項の届け出の前に生じた損害については、銀行の責めに帰すべき事由による場合を除き、銀行に責任を負わないものとします。

第13条（個人情報取得にかかり同意）

個人情報の取得にかかり同意については、銀行が別途定める「個人情報にかかり同意書」によるものとします。

第14条（含意管理）

この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には銀行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とし、

第15条（規約の変更等）

- この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の变化その他相当の事由があると認められている場合には、銀行ホームページに記載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

しずぎんフリーローン保証委託約款

第1条（委託の範囲）

- 私がエム・ユー信用保証株式会社、株式会社オリエントコーポレーション、アイフル株式会社（あわせて以下「保証会社」という。）の保証を委託する債務の範囲は、「しずぎんフリーローン」金銭消費貸借契約（以下「原契約」という。）にもとづき、私が株式会社静岡銀行（以下「銀行」という。）に申し込む保証する借入金、利息、損害金、その他の一切の債務とします。ただし、保証会社が銀行との間で、保証の對象となる借入金の限度額等の制限を設けた場合は、制限の範囲内で保証が行なわれると異議ありません。
- 原契約の内容が変更されるときは、本契約（＜個人情報の取扱いにかかり同意書＞を含む。以下同じ。）にもとづき保証委託の内容も当然に変更されるものとします。
- 保証会社による保証は、保証会社が保証を適当と認め保証決定をした後、私と銀行の間で原契約にもかかる貸付を実行したときに成立するものとします。
- 本契約にもとづく保証委託の効力は、原契約にもとづき私が銀行に対し負担する債務が残存する間、存続するものとします。

第2条（債務の弁済）

保証会社の保証を得て銀行から融資を受ける場合、私は、原契約の各条項を遵守し、期日には元金ともにも相違なく支払い、保証会社に対し一切負担させません。

第3条（反社会的勢力の排除）

- 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - この契約および銀行との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行もしくは保証会社の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 私が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづき表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私の取引を継続することが不適切である場合には、保証会社は私との保証委託契約を中止し、または本契約を解約することができます。中止または解約の場合は、第4条第5項を除き、第4条を準用します。
- 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、保証会社に何らの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、私がその責任を負います。

第4条（中止・解約・終了）

- 契約または本契約が自づく私の不履行な保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社は私との保証委託契約を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からのその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。
- 前項により保証会社から私との保証委託契約が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済への他必要な手続を執行し、保証会社には負担をかせません。
- 原契約が終了した場合は、本契約も当然に終了することとします。この場合、私は、保証会社が保証依頼書私あてに返却し取り受けをしたとしても異議ありません。
- 保証債務が履行済みであるか否かを問わず、保証会社の保証債務が免責される事由が生じた場合、私は、保証会社が既に負担した保証債務を免れるとも異議ありません。
- 第1項により私のと保証委託契約が中止または解約された場合でも、私が既に原契約に基づき借入れた債務の弁済が済むまで、当該債務にかかる保証会社の保証債務は、前項の免責事由が生じた場合を除き存続します。

第5条（代位弁済）

- 保証会社が銀行から保証債務の履行を求められた場合、私は、保証会社が私に対して通知、催告なく保証債務を履行すると異議ありません。
- 保証会社が銀行に対して代位弁済をし場合、私は、銀行が私に対して有していた一切の権利が保証会社により継承されることに異議ありません。
- 前項により保証会社は権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。

第6条（求償権）

- 前項により保証会社が銀行に対して代位弁済した場合、私は次の各号に定める求償権および求償権行使に必要の費用を負担する。その合計額を直ちに保証会社に支払います。
 - 前条項により保証会社が支払った元金、利息、損害金
 - 保証会社が代位弁済のために要した費用の総額。
- 前二項の金額に対する保証会社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行を完了する日まで、年14・6％の割合（年365日の日割計算。ただし、うるう年の場合、年366日の日割計算。）による遅延損害金。
- 保証会社が私に対して、前三項の金額を請求するために要した費用の総額。

第7条（求償権の行使）

- 私の欠けの各号のいずれかに該当した場合、私は第5条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使せしめると異議ありません。
 - 銀行または保証会社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。
 - 保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、または民事再生手続開始の申立があったとき。
 - 相殺公課の滞納処分、または手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - 原契約または本契約の条項に違反したとき。
 - その他債権保全のため保証会社が必要と認めたとき。
- 第3条第1項に規定する暴力団員等もしくは前項各号に該当したとき、もしくは同条第2項各号の何れかに該当する行為をし、又は同条第1項の規定に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- 保証会社が前項により求償権を行使する場合、私は、原債務に担保があるか否かを問わず求償に応じるとのものとし、原債務の免責請求や、求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保提供はいたしません。

第8条（弁済の充当順序）

私が弁済した金額が、保証会社に対する債務全額を消滅させるに足りない場合、私は保証会社が適当と認める方法により充当せしめると異議ありません。なお、これについて保証会社に対する複数の債務があるときも同様とします。

第9条（通知義務等）

- 私の財産、経営、職業、地位、業況等について保証会社から求められた場合、私はただちに通知し、資料開覧等の調査に協力いたします。
- 前項の事項に重大な変動が生じ、または生じおそれのある場合、私は、ただちに通知し保証会社の指示に従います。
- 氏名、住所、勤務先等の届出事項に変更があった場合、私はただちに保証会社に届出いたします。

- 私が前項の届出を怠ったため、保証会社が、私から届出のあった氏名、住所にあてて、通知または送付書類を発送した場合、延滞または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとみなす。

第10条（成年後見人等の届出）

- 私はまたはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、ただちに成年後見人等の氏名、その他必要事項を書面によって保証会社に届出いたします。私の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も同様とします。
- 私はまたはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合、ただちに任意後見人の氏名、その他必要事項を書面により保証会社に届出いたします。
- 私はまたはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第1項および第2項と同様に届出いたします。
- 私はまたはその代理人は、第1項から第3項までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出いたします。
- 第1項から第4項までの届出の前に生じた損害については、保証会社は一切負担をかせません。

第11条（公正証書の作成）

私は、保証会社の請求があるときは、ただちに強制執行を受けし旨を記載した公正証書の作成に関する一切の手続きを行います。

第12条（管理・回収業務の実施）

私は、保証会社が私に対して有する債権の管理・回収業務を、「債権管理回収業に関する特別償法」に基づき法務大臣より貸付許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託することに異議ありません。

第13条（債権の譲渡）

私は、保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡することに異議ありません。

第14条（保証委託約款の変更）

- 保証委託約款の内容を変更した場合、保証会社は私に通知または保証会社が相当と認める方法により公告します。
- 変更内容に関する通知または公告がされた後に、私が変更内容を承諾しない旨を表明することなく原契約にもとづく取引をした場合、保証会社は私がその変更内容の承諾をしたものとみなす。

第15条（費用の負担）

保証会社が債権保全のために要した費用、ならびに第6条および第7条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担いたします。なお、以上の費用の支払いは保証会社の所定の方法で行なわれます。

第16条（管轄裁判所の合意）

私は、本契約に関しての訴訟、調停および和解については、訴訟にかかわらず保証会社本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第17条（規約の変更等）

- この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められている場合には、銀行ホームページに記載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

（個人情報のお問合せや開示・訂正・削除の窓口）

エム・ユー信用保証株式会社

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-9-2

TEL 03-6838-0005

株式会社オリエントコーポレーション お客様相談室
〒102-8503 東京都千代田区麹町五丁目2番地1
TEL 03-5275-0211

アイフル株式会社 コンタクトセンター1部

〒525-8530 滋賀県草津市西大路町1-1

TEL 0120-109-437

個人情報の取扱いに関する条項

第1条（個人情報の収集・利用・提供）

申込者(契約者、会員、連帯保証人予定者、連帯保証人を含む。以下同じ)は、株式会社オリエントコーポレーション（以下「当社」という。）と本契約(本申込みを含む。以下同じ)に係る以下の個人情報(変更後の情報を含む。以下同じ)並びに本契約及び本契約以外の当社と締結する契約の引当(保証書、申込書を含む。以下同じ)並びに引当後の管理のため、当社が保護措置を講じた上で収集・利用し、その他前各号に準ずる期間内等とすることに同意します。

- 氏名(姓情報(本申込時に記載・入力された氏名、性別、生年月日、住所、電話番号(携帯電話番号を含む。以下同じ)、eメールアドレス、勤務先(会社名、家族情報、居住先等))
- 契約情報(契約の種類、申込日、契約日、利用日、利用店、商品名・役務名・権利名及びその数量、期間・回数、支払額、利用額、利息、分割払手数料、保証料、諸費用、支払回数、毎月の支払額、支払方法、振替口座等)
- 取引情報(本契約に関する利用残高、月々の返済状況等(内訳を含む)、取引の現在の状況及び履歴その他取引の内容)
- 支払能力判断情報(申込者の資産、負債、収入、支出、本契約以外に当社と締結する契約に関する利用残高、返済状況等)
- 本人確認情報(申込者の運転免許証、パスポート、住民票の写し又は留カード等に記載された事項)
- 映像、音声情報(個人の肖像、音声を録取し又は光学的媒体等に記録したもの)
- 公開情報(看板、電話帳、住生地図等に記載されている情報)

第2条（個人情報の利用）

(1)申込者は、当社が当社のフレンジー事業、カード事業及びその他の金融サービス事業(注1)における下記①及び②の利用のために同意し③④⑤の個人情報、下記③の目的のために第1条①②③④⑤の個人情報を目的のために同意します。

- ①市場調査、商品開発
- ②お客さま向け企画・宣伝物・印刷物の送付又は電話等による営業案内
- ③契約又は法律に基づく権利の行使、義務の履行

(注1)当社の金融サービス事業の具体的な内容については、当社ホームページ（https://www.orico.co.jp）にて公表しております。
- (2)申込者は、当社が本契約に基づく当社の業務案内又は外国にある第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に提供することに同意します。

第3条（個人情報保護の取得に関する同意）

申込者は、本契約及び本契約以外の当社と締結する契約の引当及び引当後の管理のため、当社が以下の情報を第三者から提供を受け個人データとして取得することに同意します。
①電話番号の現在及び過去の有効性に関する情報
②住所及び当該住所に所在する住所の状況(電気・ガス等の公共サービスに設備情報を含む)に関する情報

第4条（個人情報保護機関への登録・利用）

- 申込者は、当社が申込者の引当及び引当後の管理のため、当社の加盟する個人情報保護機関（個人の支払能力に関する諸情報の収集及び当該機関の会員に対する当該情報の提供を業とする者）及び当該機関と提携する個人情報保護機関に照会し、申込者に関する個人情報登録されている場合には、当社がそれを利用することに同意します。
- 当社の加盟する個人情報保護機関の名称、住所、電話番号は以下の通りです。
①名 称：株式会社シー・アイ・シー(CIC)

(創興販売店及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)

お 問 合 せ：0570-666-414(https://www.cic.co.jp/)
②名 称：株式会社日本信用情報機関(JICC)

(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

お 問 合 せ：11-00014 東京都台東区北上野1-10-14住友不動産上野ビル5号館
お 問 合 せ：0570-055-955(https://www.jicc.co.jp/)

(3)申込者は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報(当社が加盟する個人情報保護機関に下表に定める情報(契約締結後、当社の加盟する個人情報保護機関及び当該機関と提携する個人情報保護機関の会員より申込者の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。)

	登録情報	登録期間
	CIC	JICC
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の個人情報	下記の何れかが登録されている期間	同左
本契約に係る申込みをした事実	当社が個人情報保護機関に照会した日から6ヶ月間	当社が個人情報保護機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約締結中及び契約終了後5年以内(但し、債権譲渡の事実に関する情報については当該事実の発生日から1年以内)
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間	契約継続中及び契約終了後5年間

(4)当社の加盟する個人情報保護機関と提携する個人情報保護機関は以下の通りです。

	CIC	JICC
当社の加盟する個人情報保護機関と提携する個人情報保護機関	JICC	CIC
当社の加盟する個人情報保護機関	全国銀行個人信用情報センター (https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/) 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 ☎03-3214-5020	同左

- 個人情報保護機関に登録する個人情報(は、申込者の氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の属性に関する個人情報、契約の種類、契約日、商品名・役務名・権利名及びその数量、期間・回数、契約額又は価額額、支払回数、年間請求予定額、利用残高、支払状況等契約の内容、取引の履歴に関する個人情報の全部又は一部、及びそのほか加盟する個人情報保護機関が定める情報)となります。
- 申込者は、本契約について支払停止の抗弁の申出を行った場合、その情報が当社の加盟する個人情報保護機関とその抗弁に関する調査機関に登録され、又、当社の加盟する個人情報保護機関及び当該機関と提携する個人情報保護機関の会員に提供されることに同意します。
- 当社が加盟する個人情報保護機関は、当社ホームページにおいて公表しております。

第5条（個人情報の提供・利用）

申込者は、当社が下記の個人情報の提供に対して、第1条の個人情報(を、必要な保護措置を講じた上で提供すること及び当該第三者が提供の意旨に従った下記の目的で当該個人情報を利用することに同意します。

- (1)提供する第三者 金融機関（その関連会社を含む）、特定目的会社、特別目的会社、信託会社（信託銀行を含む）、債権回収会社（以下これらを総称して「金融機関等」という（注2））
- 提供する第三者 当社の資金調達、流動化その他の目的のためになされる債権譲渡及び担保受け入れ、その他の与信後の権利に関する取引の場合の債権並びに権利の保全、管理、変更及び行使のため。

- 第1条の個人情報のうち必要な範囲。
- 申込者が利用する販売店（役務提供者事業者、リース会社等を含む）及び当社の提携先（本契約が提供商品によるサービスに限定される。）
 - ①本契約及び商品等に関する売買契約、役務提供契約等に基づく申込者に対するサービスの履行、権利の行使、紛議等の防止及び調査・解決のため。
 - ②本契約又はカードショッピングの精算のため。

- ③商品、役務等の宣伝物・印刷物の送付等による営業案内のため。
- ④商品開発、市場調査、研究のため。
- 第1条の個人情報①②③のうち必要な範囲。
- 融資会社（本契約が提供ローンサービスに限定される。）尚、ご利用融資会社は書面等にてお知らせします。

- (3)提供する第三者 融資会社（本契約が提供ローンサービスに限定される。）尚、ご利用融資会社は書面等にてお知らせします。
- 提供する個人情報 与信及び与信後の管理のため並びに宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、市場調査、商品開発のため。
- 提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。
- 提供する第三者 サービス会社である下記会社
- 第三者の利用目的 譲り受け又は委託を受けた債権の管理・回収を行うため、及び債権を譲り受け管理・回収を行うにあたって事前に当該債権の評価・分析を行うため。

提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。

名 称	住 所	電話番号
日本債権回収株式会社	東京都千代田区麹町5-2-1 5階	03-3222-0328
オフシアサービス債権回収株式会社	東京都新宿区大久保1-3-21	03-6233-3480
	ルードスワークスエフ新館イーストビル8階	

(注2)金融機関等の具体的な名称については、当社ホームページをご参照下さい。

第6条（個人情報の開示・訂正・削除）

(1)申込者は、個人情報について、当社所定の方法により開示することができず。但し、申込者は第三者の営業秘密、ノウハウに属する情報、個人に対する評価・区分・区分に関する情報その他内部調査・調査・分析等当社内部の業務のみに利用・記録される情報であり、開示することにより当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合及び個人情報保護法に別定めがある場合と該当するものが判明した場合には、開示しないものとします。

(2)当社が個人情報を開示した結果、客観的な事実によって事実と正確には異なり得ることが明らかになった場合は、当社は速やかに当該事実の訂正又は削除に応じます。但し、客観的な事実以外の事項に関してはこの限りではありません。